

令和5年度12月補正予算（緊急経済対策） （案）

令和5年11月29日
財務部 財政課

兵庫県 令和5年度12月補正予算（緊急経済対策）全体像

補正予算規模 **642.8** 億円

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、**物価高騰等に直面する生活者・事業者への支援を実施**するとともに、特に、**過去最悪のペースで増加する特殊詐欺への緊急対策**や**大阪・関西万博に向けたインバウンド対策**、あわせて、**県人事委員会勧告を踏まえた給与改定に対応**するため、令和5年度12月補正予算（緊急経済対策）を編成

01

県民生活の安定化に向けた支援

128.3 億円

03

社会基盤の充実・強化

421.5 億円

02

県内事業者の経済活動への支援

26.7 億円

04

給与改定への対応

66.3 億円

施策体系別事業一覧（1/3）

（単位：百万円）

事業名	金額	国庫		特定	起債	一般
		重点支援 地方交付金	その他 補助金			
0 1 県民生活の安定化に向けた支援	12,826	9,482	2,603	0	360	381
(1) 物価高騰影響の緩和	7,982	7,982	0	0	0	0
① 春の新生活「ひょうご家計応援キャンペーン『はばタンPay+』」	2,903	2,903	0	0	0	0
② LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減	749	749	0	0	0	0
③ 社会福祉施設等における光熱費等高騰対策	1,222	1,222	0	0	0	0
④ 私立学校における光熱費等高騰対策	258	258	0	0	0	0
⑤ 医療機関等における光熱費高騰対策	2,395	2,395	0	0	0	0
新 ⑥ 医療機関の食材料費高騰に対する支援	413	413	0	0	0	0
新 ⑦ 高等学校等における学校食堂への支援	42	42	0	0	0	0
(2) 県民生活の安心・安全の確保	4,844	1,500	2,603	0	360	381
新 ① 特殊詐欺緊急総合対策	1,500	1,500	0	0	0	0
新 ② 学校、保育施設等におけるこどもの安心・安全対策への支援	65	0	45	0	0	20
③ 幼児教育の質の向上のためのICT環境の整備	134	0	134	0		0
④ 放課後児童クラブ等におけるICT環境の整備	53	0	0	0	0	53
新 ⑤ 「心の健康観察」の導入推進	9	0	9	0	0	0
新 ⑥ 高等学校のDX加速化の支援	310	0	310	0	0	0
⑦ 障害者福祉施設整備補助	455	0	304	0	151	0
⑧ 障害福祉分野のICT導入モデル事業	31	0	20	0	0	11
⑨ 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業	16	0	11	0	0	5
⑩ 介護福祉士修学資金等貸付事業補助	364	0	328	0	0	36
⑪ 高齢者福祉施設等防災緊急対策事業	626	0	417	0	209	0
⑫ 介護業務における労働環境改善・業務効率化支援事業	1,281	0	1,025	0	0	256

施策体系別事業一覧（2/3）

（単位：百万円）

事業名	金額	国庫		特定	起債	一般
		重点支援 地方交付金	その他 補助金			
0 2 県内事業者の経済活動への支援	2,674	1,907	646	0	121	0
(1) 中小企業等への事業継続支援	413	413	0	0	0	0
① 中小企業経営改善・成長力強化支援事業	400	400	0	0	0	0
② 地場産業等LPガス価格高騰対策支援事業	13	13	0	0	0	0
(2) 観光需要の創出	443	443	0	0	0	0
新 ① 万博に向けた観光デジタルマーケティングの実施	101	101	0	0	0	0
新 ② 観光客の属性・行動分析によるFP等への誘客促進	10	10	0	0	0	0
拡 ③ 「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言施設へのハード整備支援	332	332	0	0	0	0
(3) 地域公共交通等の下支え	726	605	0	0	121	0
① 燃料油価格高騰に対する公共交通等事業者への支援	605	605	0	0	0	0
② 災害対策を強化する鉄道事業者への支援	121	0	0	0	121	0
(4) 農林水産事業者への支援	1,092	446	646	0	0	0
① 飼料価格高騰に対する畜産業者の支援	227	227	0	0	0	0
② 耕畜連携推進に資する設備・機械の導入支援	25	25	0	0	0	0
③ 省エネ型農業への転換推進	194	194	0	0	0	0
④ 但馬牛生産基盤の強化	75	0	75	0	0	0
⑤ 畜産物輸出コンソーシアムの推進	189	0	189	0	0	0
⑥ 麦・大豆の生産体制強化	29	0	29	0	0	0
⑦ 森林林業緊急整備事業の実施	353	0	353	0	0	0

施策体系別事業一覧（3/3）

（単位：百万円）

事業名	金額	国庫		特定	起債	一般
		重点支援 地方交付金	その他 補助金			
03 社会基盤の充実・強化	42,149	0	20,370	1,609	20,150	20
(1) 防災・減災、国土強靱化の推進	42,109	0	20,350	1,609	20,150	0
① 防災・減災、国土強靱化の推進	42,109	0	20,350	1,609	20,150	0
(2) 県民の安全・安心の基盤づくり	40	0	20	0	0	20
新① ナガエツルノゲイトウに関する緊急対策の実施	40	0	20	0	0	20
04 給与改定への対応	6,633	0	707	880	0	5,046
① 県人事委員会勧告を踏まえた給与改定	6,633	0	707	880	0	5,046
合計	64,282	11,389	24,326	2,489	20,631	5,447
一般会計	58,966	11,389	21,735	1,299	19,096	5,447
公営企業会計	5,316	0	2,591	1,190	1,535	0

物価高騰影響の緩和

重点項目

■春の新生活「ひょうご家計応援キャンペーン『はばタンPay+』」：29億円

➤ 物価高騰が継続する中、新年度への準備等が円滑に行えるように、はばタンペイ+（プラス）を活用した**キャンペーン第3弾を実施**

- ・ **対象店舗** スーパー、コンビニ、ドラッグストア、家電量販店、飲食店、直売所、商店街の小売店等
- ・ **募集開始** R6.2月〔予定〕
- ・ **利用期間** R6.3月中旬～R6.6月（約3.5ヶ月）〔予定〕

	一般枠
対象者	すべての県民（子育て世帯含む）
販売単価	一口6,250円分を5,000円で販売
プレミアム率	25%
申込上限	1人あたり4口



➤ 携帯電話販売店や市町等と連携し、高齢者などスマホの使い方に不慣れな方へのサポートを実施

■LPガス販売事業者を通じたLPガス利用者負担の軽減：7.5億円

- 国支援の対象外となるLPガス利用者に対し、販売事業者を通じ、**1契約あたり1,500円の料金軽減対策を実施**

■社会福祉施設等における光熱費等高騰対策：12.2億円

- 光熱費・食料費等の高騰による**利用者負担の増加を抑制するため、一時支援金を支給**

①対象施設

- ・ **高齢者施設**：7.9億円

特別養護老人ホーム等入所施設、訪問・通所サービス事業所 等（約5,000施設）

- ・ **障害者施設**：2.4億円

障害者支援施設等入所施設、訪問・通所サービス事業所 等（約2,500施設）

- ・ **保育施設等**：1.7億円

私立保育所・認定こども園、放課後児童クラブ 等（約800施設）

- ・ **その他の施設**：0.2億円

児童養護施設、母子生活支援施設、保護施設 等（約200施設）

※いずれも、県所管分を対象

②支給単価 施設区分（入所・通所・訪問）、定員等に応じて段階的に設定

※定員10～19人の特別養護老人ホーム・障害者支援施設 22.5万円

定員30～39人の保育所 10.5万円 等

■私立学校における光熱費等高騰対策：2.6億円

- 光熱費・食費等の高騰による**保護者負担の増加を抑制するため、一時支援金を支給**
 - ・ **対象施設** 私立幼稚園、小・中・高等学校、専修・各種学校（約400施設）
 - ・ **支給単価** 定員規模に応じて段階的に設定
※定員100人の私立幼稚園 約32万円、定員500人の私立高等学校 約152万円 等

■医療機関等における光熱費高騰対策：24億円

- 物価高騰等の影響を受けている医療機関等に対して、**光熱費の上昇分を支援するため、一時支援金を支給**
 - ・ **対象施設** 病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局、施術所 等（約20,000施設）
 - ・ **支援単価** 有床施設 20,000円/床、無床施設 50,000円/施設

【新】■医療機関等における食材料費高騰対策：4.1億円

- 入院時の食費の基準が長年据え置かれている医療機関等に対して、**食材料費の上昇分を支援**
 - ・ **対象施設** 病院、有床診療所
 - ・ **支援単価** 6,400円/床

重点
項目

【新】■ 高等学校等における学校食堂への支援「学食を食べようキャンペーン」：4,200万円

- 生徒への食事の安定的な提供と学食の利用率向上を図るため、**物価高騰等の影響を受けている学食運営事業者に対する支援を実施**
 - ・ **対 象** 高等学校等で学食を運営する事業者（県立学校 106校、私立学校等 51校）
 - ・ **要 件** 令和5年度3学期において、食堂メニューの値下げを実施する事業者
 - ・ **支 援 額** 定員規模に応じて定額 ※10万円～70万円

食堂運営会社の破産手続きを受けた学食休業校（7校）の状況
3学期にはすべての学校で、学食営業が再開される見込み

区分	学校数
営業再開済	5校
年内営業再開予定	1校
3学期から営業再開予定	1校



県民生活の安心・安全の確保

重点項目

【新】■特殊詐欺緊急総合対策：15億円

➤ 特殊詐欺被害が過去最悪のペースで増加していることを踏まえ、緊急対策を実施

○自動録音機能付電話機等普及促進事業の拡充（13億円）

特殊詐欺被害防止に効果がある**自動録音機能付電話機等の機器購入費に対する補助事業(市町を通じた補助)を拡充**

- ・実施主体 市町
- ・補助対象 65歳以上の高齢者
- ・補助率 定額
- ・補助件数 130,000台
- ・補助上限 自動録音機能付電話機購入：10,000円、外付録音機購入：5,000円
(電話機等の実勢価格を踏まえ、想定価格を見直し、**全額県負担で実質無償化**)

想定価格：12,000円

現行	県 4,000円	市町 4,000円	本人負担 4,000円
----	-------------	--------------	----------------

想定価格：10,000円

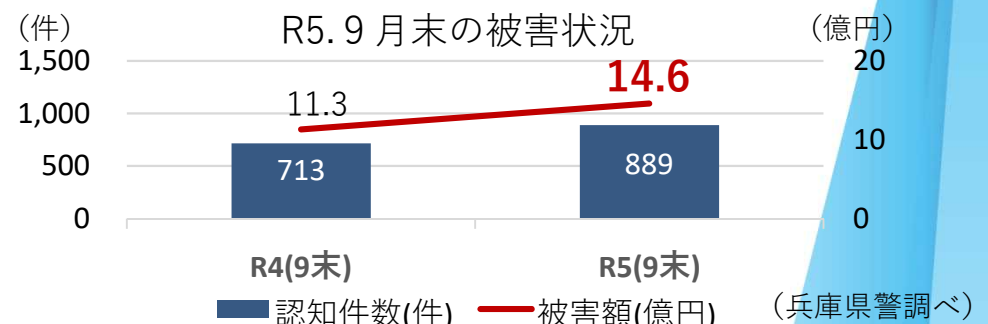
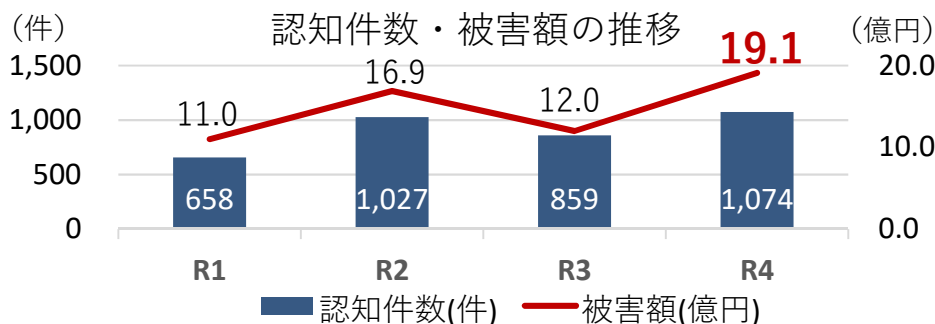
拡充後

県 10,000円

○特殊詐欺対策の普及啓発（2億円）

多様化する特殊詐欺の手口や対策について幅広い周知を図るため、**県内各地できめ細かく被害対策講習会を開催するとともに、金融機関等高齢者がよく訪れる場所での普及啓発など、広く被害防止対策キャンペーンを実施**

【県内の特殊詐欺の状況】



【新】■学校、保育施設等におけるこどもの安心・安全対策への支援：6,500万円

- こどものプライバシー保護のため、**学校・保育施設等でのパーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置費用を支援**し、こどもの安心・安全対策を総合的に実施

- ・ **対象施設**

認可外保育施設、児童養護施設、障害児通所施設、県立特別支援学校、私立幼稚園（約890園、校）

※保育所、幼稚園、幼稚園型・幼保連携型認定こども園や地域型保育事業所等は市町直通事業

- ・ **対象経費** パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ等
- ・ **補助基準額** 10万円/施設

■幼児教育の質の向上のためのICT環境の整備：1.3億円

- 幼児教育の質の向上を図るため、**幼稚園等でのICT環境の整備を支援**

- ・ **対象施設**

幼稚園・幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園等（約230園）

- ・ **対象経費** 資料電子化のためのシステム、PC、タブレット端末等の導入
- ・ **補助基準額** 6学級以下：100万円/園、7学級以上：150万円/園

■放課後児童クラブ等におけるICT環境の整備：5,300万円

- 職員の業務負担の軽減を図るため、**放課後児童クラブ等でのICT環境の整備を支援**

- ・ **対象経費（補助基準額）** ICT機器、研修システムの導入（50万円以内/施設）
多言語音声翻訳システムの導入（15万円以内/施設）

【新】■「心の健康観察」の導入推進：900万円

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が急増する中、教職員が児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげるため、**タブレットで行う児童生徒の心理状態チェックシステムを活用した「心の健康観察」の導入に向けた検討を実施**

【新】■高等学校のDX加速化の支援：3.1億円

- **ICTを活用した探究的な学びを強化する学校**に対して、環境整備に必要な経費を支援

- ・ **対象校** 県立高校 : 30校
県立大学附属高校 : 1校
- ・ **補助上限** 10,000千円/校
- ・ **実施例** 文理融合教育、遠隔授業、デジタル産業、データサイエンス等

導入機器イメージ



3Dプリンター



ドローン

■障害者、高齢者を支える環境の整備：27.7億円

➤ 国庫補助を活用し、**障害者、高齢者を支える環境整備に資する事業を展開**

対象施設	支援内容・対象経費等	予算額
<p>障害者施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者の福祉の向上を図るため、社会福祉法人等が行う施設の耐震化改修や大規模改修を支援 • 生産性の向上・介護等業務の負担軽減に向けた取組を促進するため、ICTの導入、ロボット等の導入を支援 	<p>5.0億円</p>
<p>高齢者施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者の安全・安心や介護サービス事業者の大規模化を促進するため、施設の整備、設備の導入を支援 • 介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減を図るため、介護ロボット・ICT機器の活用による生産性向上に向けた取組を支援 等 	<p>22.7億円</p>

中小企業等への事業継続支援

重点項目

■中小企業における経営改善・成長力強化への支援：4億円

- ▶ 物価高騰等を踏まえた収益性の向上等に向けた支援を切れ目なく実施するため、**金融機関による無利子・無保証料融資（いわゆる、ゼロゼロ融資）を受けた事業者に向けた伴走支援を追加措置**

- ・ **事業内容** 事業者への伴走支援※を実施する金融機関に対して補助を実施

〔※金融機関が事業者を選定し、「経営改善・成長戦略計画書」の作成を支援
事業者と面談、計画の実行状況に関する指導・助言等のフォローアップを実施等〕

- ・ **支援対象** ゼロゼロ融資を受けた中小企業者・小規模事業者 4,300者
- ・ **補助金額** 新規 10万円/件、継続 7.5万円/件

■地場産業等におけるLPガス価格高騰対策：1,300万円

- ▶ 本県地場産業の中でも、**国の燃料油価格激変緩和対策の対象とならないLPガスの使用料について、製造コストに占める割合が特に高い業種の事業者に対して、LPガス価格高騰に対する支援**を追加実施

- ・ **対象業種** 粘土かわら製造業、陶磁器・同関連製品製造業（淡路瓦、丹波立杭焼等）
- ・ **支援金** LPガス使用量に応じ、最大24万円

観光需要の創出

重点項目

【新】■万博に向けたインバウンド観光デジタルマーケティングの実施：1.0億円

- 大阪・関西万博を見据え、**関西圏への旅行を検討している外国人観光客を確実に取り込むため、デジタルマーケティングによる誘客促進策を展開**

○海外OTA(Online Travel Agent)の活用

- ・ サイト内に本県特集ページを作成し、サイト内バナー広告配信等の流入施策を実施
- ・ 訪日外国人旅行者が県内宿泊施設に宿泊する際の割引クーポンを配布

○有力メディア・SNS等の活用

- ・ 海外有力メディアへの記事掲載
- ・ 海外デジタル広告プラットフォームによるターゲティング広告の配信



重点項目

【新】■観光客の属性・行動分析によるFP等への誘客促進：1,000万円

- フィールドパビリオン等へのより効果的な誘客や観光客の県内での周遊を促進する施策展開を図るため、**人流データの活用による観光客の属性・行動分析を実施**

○実施内容

誘客促進

デジタルスタンプラリー開催
(フィールドパビリオン、温泉地等)

分析

- ・ 観光時のGPSログの取得・分析
- ・ SNS投稿を通じた旅の印象分析

活用例

- ・ 地域の魅力向上策、オーバーツーリズム対策の検討
- ・ 交通手段改善策の検討
- ・ 地域のインフルエンサーの発掘

重点
項目

【拡】■ 「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言施設へのハード整備支援：3.3億円

➤ ユニバーサルツーリズム（UT）の推進に向けた宿泊施設の取組を促進するため、**宣言を行った施設に対するバリアフリー改修支援の予算額を拡充**

- ・ **対象施設** UT取組宣言を行った旅館・ホテル等の宿泊施設
- ・ **補助要件** 福祉のまちづくり条例に規定する特定施設整備基準と同等以上のバリアフリー化等（高齢者等の利用に配慮した段差解消や間口の一定寸法の確保等）
- ・ **対象設備** エレベーター、出入口、スロープ等
- ・ **負担割合** **県1/2、事業者1/2**（通常負担割合：県1/4、市町1/4、事業者1/2）
〔万博までの2年間（R5~R6）を重点期間として県負担割合を拡充〕
- ・ **補助上限**

対象		補助上限
設計		250万円
工事	EVあり	1,800万円
	EVなし	800万円
	EVのみ	1,000万円

「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言施設（目標：100施設）

- ①チェックリスト（73項目）で自施設の取組状況をチェック（結果を発信）
- ②高齢者等に配慮した従業員向け接遇研修の実施又はUTおもてなし研修の受講

35項目以上の施設

登録施設として、兵庫県公式観光サイト「HYOGOナビ」で見える化



地域公共交通等の下支え

■燃料油価格高騰に対する公共交通等事業者への支援：6.1億円

- 公共交通等事業者（**トラック、路線バス、地域鉄道、生活航路、タクシー**）に対し、燃料油価格高騰に対する**一時支援金を支給**

■災害対策を強化する鉄道事業者への支援：1.2億円

- 南海トラフ地震等に備え**鉄道駅の耐震化**や**沿線法面の豪雨災害事前防災対策を行う鉄道事業者を支援**
 - ・ **補助対象** 鉄道事業者
 - ・ **負担割合** 国1/3、地方1/3（県：沿線市＝1：1）、事業者1/3
 - ・ **対象事業** 駅構内柱の補強、法面防護等

農林水産事業者への支援

■飼料価格高騰に対する畜産業者の支援：2.3億円

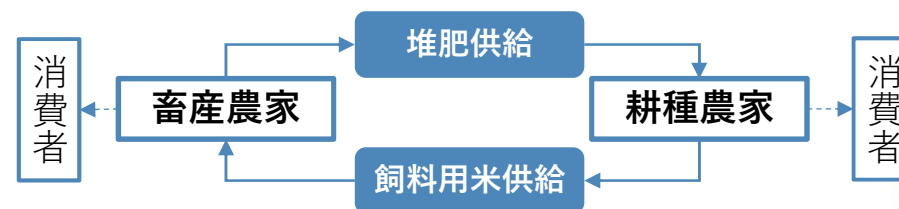
- 穀物の国際価格高騰や輸送コスト上昇等による飼料費負担増を緩和するため、**県内畜産事業業者に一時支援金を支給**

■耕畜連携推進に資する設備・機械の導入支援：2,500万円

- **肥料・飼料価格高騰による経営圧迫に対応するため**、畜産堆肥等を利用した農作物や、自給飼料の増産を進める**耕畜連携の取組を支援**

- ・ **補助対象** 耕畜連携の取組を行う耕種農家、畜産農家等
- ・ **補助内容** 堆肥保管施設、堆肥散布機 等

耕畜連携のイメージ



■省エネ型農業への転換支援：1.9億円

- 物価・資材高騰に対応するため、施設園芸における**省エネ型農業への転換**支援を追加措置
- ・ **補助対象** 新規就農者、定年帰農者及び農業法人等のうち、省エネ生産に取り組む者
- ・ **対象経費** 園芸用ハウス、附帯設備・機械等

■農林水産業の競争力強化：6.5億円

➤ 国庫補助を活用し、**農林業の生産基盤や輸出を含む競争力の強化に資する事業を展開**

対象業種	支援内容・対象経費等	予算額
農 業	・ 麦・大豆生産体制の強化（主食用米からの転換支援）	0.3億円
畜産業	・ 但馬牛生産基盤の強化（牛舎等の整備支援） ・ 畜産物輸出コンソーシアム（生産から輸出まで一貫した取組を行う団体）の確立・運営支援	2.7億円
林 業	・ 森林林業における間伐・路網整備・高性能林業機械等の整備支援	3.5億円

防災・減災、国土強靱化の推進

■防災・減災、国土強靱化の推進：421.1億円

➤ 国の経済対策補正を踏まえた社会基盤整備の充実・強化を図り、事業効果の早期発現を促進

工種	主な箇所及び事業内容	工種	主な箇所及び事業内容
道 路	国道178号 浜坂道路Ⅱ期 (新温泉町) [道路改良工等]	農 業 農 村	相合池(姫路市) [ため池改修]
	加古川小野線 東播磨道(北工区) (加古川市・三木市・小野市)[道路改良工等]		
	竜泉那波線(相生市) [道路改良工]		
河 川	武庫川(西宮市・尼崎市) [河道拡幅]	造 林	宍粟市他 [間伐等]
	津門川(西宮市) [洪水調節施設整備]	林 道	福定地区(養父市) [林道改良]
砂 防	足尾谷川(神河町) [砂防堰堤整備]	治 山	仁頂寺(猪名川町) [斜面对策工]
	奥池(1)地区(芦屋市) [急傾斜地崩壊対策工] センダ川(2)(香美町)[砂防堰堤整備]		
海岸・港湾	福良港海岸(南あわじ市) [防潮堤整備等] 家島港(姫路市) [物揚場整備]	漁 港	沼島漁港(南あわじ市) [水門整備等]
区画整理	野中・砂子地区(赤穂市) [道路整備]	流域下水・ 下水汚泥	加古川下流浄化センター(加古川市) 兵庫東流域下水汚泥広域処理場(尼崎市) [設備改築工事等]
自然公園	今子浦野営場(香美町)[長寿命化改修] 上山高原(新温泉町)[標識の再整備]		

※公営企業会計(流域下水道事業会計)

県民の安全・安心の基盤づくり

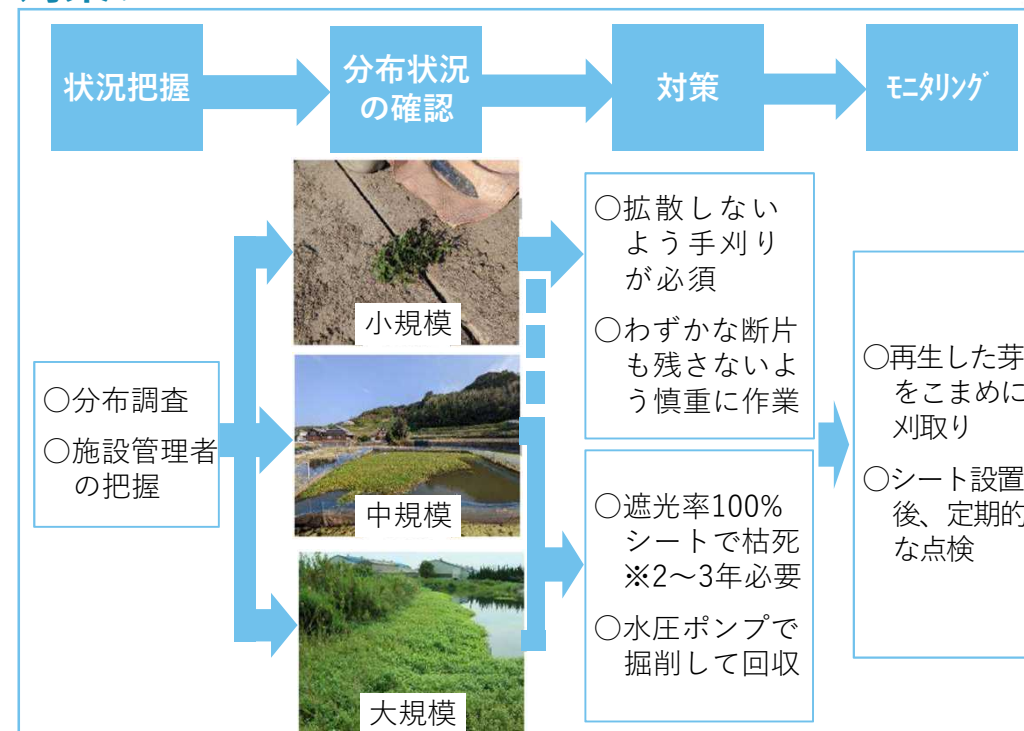
【新】■ナガエツルノゲイトウに関する緊急対策の実施：4,000万円

- 近年、本県で生息地域を拡大している、**特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」の駆除方法を技術的に検証・確立するため、専門家の指導のもと、完全駆除の実証を実施**

ナガエツルノゲイトウについて

原産国	南アメリカ原産（特定外来生物）	
特性	再生力・繁殖力が強く、2mmの茎や根からでも再生例あり	
主な被害	洪水被害	繁殖したナガエツルノゲイトウが大雨で大量に流れると水流の阻害や、排水口を塞ぎ、洪水の発生が懸念
	農業被害	田畑で繁殖すると作物を覆い収穫できなくなるほか、農耕機に付着し拡散の恐れ
	生態系被害	ため池等の水面を覆いつくし、水質悪化在来生物の生育環境と競合する等の悪影響
県内発生状況 [12市町]	東播磨管内	稲美町、加古川市、播磨町、明石市、高砂市(R5確認)
	その他	尼崎市、伊丹市、西宮市、神戸市、洲本市、南あわじ市(R5確認)、姫路市(R5確認)

対策フロー



県人事委員会勧告を踏まえた給与改定

■県人事委員会勧告を踏まえた給与改定：66.3億円

▶ 県人事委員会からの勧告を踏まえ、給料、期末・勤勉手当の引き上げの給与改定を実施

(単位：百万円)

区分	今回 補正額	財源内訳			
		国庫	特定	起債	一般
一般会計	5,753	707	0	0	5,046
公営企業会計	880	0	880	0	0
合計	6,633	707	880	0	5,046

人事委員会勧告に基づく改定（令和5年4月実施）

項目	内容
給料表	改定率 平均 + 1.0%
期末・勤勉手当	+ 0.10月（4.40月→4.50月） ※期末手当：+ 0.05月、勤勉手当：+ 0.05月



**Hyogo
Prefecture**

(参考資料) 兵庫県 令和5年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額										
1 県民生活の安定化に向けた支援		12,826,000										
(1) 物価高騰影響の緩和		7,982,000										
春の新生活「ひょうご家計 ① 応援キャンペーン 『はばタンPay+』」	物価高騰が継続する中、新年度への準備等が円滑に行えるように、はば タンPay+ (プラス) を活用したキャンペーンを実施 ○対象店舗 スーパー、コンビニ、ドラッグストア、家電量販店、 飲食店、直売所、商店街の小売店等 ○募集開始 R6.2月〔予定〕 ○利用期間 R6.3月中旬～R6.6月(約3.5ヶ月)〔予定〕 <table border="1" data-bbox="555 477 1166 674"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>すべての県民(子育て世帯含む)</td> </tr> <tr> <td>販売単価</td> <td>一口6,250円分を5,000円で販売</td> </tr> <tr> <td>プレミアム率</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>申込上限</td> <td>4口/人</td> </tr> </tbody> </table> ○携帯電話販売店や市町等と連携し、高齢者などスマホの使い方に不慣 れな方へのサポートを実施	区分	一般枠	対象者	すべての県民(子育て世帯含む)	販売単価	一口6,250円分を5,000円で販売	プレミアム率	25%	申込上限	4口/人	2,903,000
区分	一般枠											
対象者	すべての県民(子育て世帯含む)											
販売単価	一口6,250円分を5,000円で販売											
プレミアム率	25%											
申込上限	4口/人											
② LPガス販売事業者を通じた LPガス利用者負担の軽減	国支援の対象外となるLPガス利用者に対し、販売事業者を通じ、1契約 あたり1,500円の料金軽減対策を実施 ○対象 LPガス販売事業者(約473,000契約) ○支援額 定額 1,500円/契約	749,000										
③ 社会福祉施設等における 光熱費等高騰対策	光熱費・食料費等の高騰による利用者負担の増加を抑制するため、一時 支援金を支給 ○支給単価 施設区分及び定員等に応じて段階的に設定 ※定員10～19人の特別養護老人ホーム・障害者支援施設等 22.5万円、 定員30～39人の保育所 10.5万円 等 ※いずれも県所管分を対象	1,222,000										
(a) 高齢者施設	対象施設：特別養護老人ホーム等入所施設、訪問・通所サービス事業所等 [約5,000施設]	791,000										
(b) 障害者施設	対象施設：障害者支援施設等入所施設、訪問・通所サービス事業所等 [約2,500施設]	238,000										
(c) 保育施設等	対象施設：私立保育所・認定こども園、放課後児童クラブ等 [約800施設]	171,000										
(d) その他の施設	対象施設：児童養護施設、母子生活支援施設、保護施設等 [約200施設]	22,000										
④ 私立学校における光熱費等 高騰対策	光熱費・食費等の高騰による保護者負担の増加を抑制するため、一時支 援金を支給 ○対象施設 私立幼稚園、小・中・高等学校、 専修・各種学校 [約400施設] ○支給単価 定員規模に応じて段階的に設定 ※定員100人の私立幼稚園 約32万円、 定員500人の私立高等学校 約152万円 等	258,000										
⑤ 医療機関等における光熱費 高騰対策	物価高騰等の影響を受けている医療機関等に対して、光熱費の上昇分を 支援するため、一時支援金を支給 ○対象施設 病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、 薬局、施術所等 [約20,000施設] ○支援単価 有床施設 20,000円/床、無床施設 50,000円/施設	2,395,000										
新⑥ 医療機関等における食材料 費高騰対策	入院時の食費の基準が長年据え置かれている医療機関等に対して、食材 料費の上昇分を支援 ○対象施設 病院、有床診療所 ○支援単価 6,400円/床	413,000										
新⑦ 高等学校等における学校食 堂への支援「学食を食べよ うキャンペーン」	生徒への食事の安定的な提供と学食の利用率向上を図るため、物価高騰 等の影響を受けている学食運営事業者に対する支援を実施 ○実施内容 令和5年度3学期において、食堂メニューの値下げを実施する事業者 に対して、値下げ相当分を定額で支援 ○対象 高等学校等で学食を運営する事業者 (県立学校 106校、私立学校等 51校) ○支援額 定員規模に応じて定額 ※10万円～70万円	42,000										

(参考資料) 兵庫県 令和5年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額
(2) 県民生活の安心・安全の確保		4,844,000
新① 特殊詐欺緊急総合対策	<p>特殊詐欺被害が過去最悪のペースで増加していることを踏まえ、緊急対策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動録音機能付電話機等普及促進事業の拡充 特殊詐欺被害防止に効果がある自動録音機能付電話機等の機器購入費に対する補助事業(市町を通じた補助)を拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 市町 ・補助対象 65歳以上の高齢者 ・補助率 定額 ・補助件数 130,000台 ・補助上限 自動録音機能付電話機購入:10,000円 外付録音機購入:5,000円 ※電話機等の実勢価格を踏まえ、想定価格を見直し、全額県負担で実質無償化 ○特殊詐欺対策の普及啓発 多様化する特殊詐欺の手口や対策について幅広い周知を図るため、県内各地できめ細かく被害対策講習会を開催するとともに、金融機関等高齢者がよく訪れる場所での普及啓発など、広く被害防止対策キャンペーンを実施 	1,500,000
新② 学校の安心・安全対策への支援	<p>こどものプライバシー保護のため、学校・保育施設等でのパーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置費用を支援し、こどもの安心・安全対策を総合的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象経費 パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ等 ○補助基準額 10万円/施設 ※保育所、幼稚園、幼稚園型・幼保連携型認定子ども園や地域型保育事業所等は国庫が市町へ直通 	65,000
(a) 認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○対象数 約740園 ○負担割合 国1/2、県1/4、事業者1/4 	56,000
(b) 県立特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○対象数 約30校 ○負担割合 国1/2、県1/2 	3,000
(c) 私立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○対象数 約120園 ○負担割合 国1/2、事業者1/2 	6,000
③ 幼児教育の質の向上のためのICT環境の整備	<p>幼児教育の現場において、教員の資質を高め、教育の質の向上を図るため、ICT環境の整備を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象経費 資料電子化のためのシステム導入 PC、タブレット端末等の備品導入 ○補助基準額 6学級以下:100万円/園 7学級以上:150万円/園 	134,000
(a) 公立幼稚園、幼保連携型認定子ども園	<ul style="list-style-type: none"> ○対象数 約120園 ○負担割合 国1/2、市町1/2 	63,000
(b) 私立幼稚園、幼稚園型・幼保連携型認定子ども園	<ul style="list-style-type: none"> ○対象数 約110園 ○負担割合 国1/2、事業者1/2 	71,000
④ 放課後児童クラブ等におけるICT環境の整備	<p>放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンラインでの会議や研修、通訳サービス等を行うために必要な経費を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ①業務のICT化(機器、研修システムの導入) ②多言語音声翻訳システムの導入 ○補助基準 <ul style="list-style-type: none"> ①50万円以内/施設 ②15万円以内/施設 ○負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3 ※国庫は市町に直通 	53,000
新⑤ 「心の健康観察」の導入推進	<p>不登校やいじめ、児童生徒の自殺が急増する中、教職員が児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげるため、タブレットで行う児童生徒の心理状態チェックシステムを活用した「心の健康観察」の導入に向けた検討を実施</p>	9,000
新⑥ 高等学校のDX加速化の支援	<p>ICTを活用した探究的な学びを強化する学校に対して、環境整備に必要な経費を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象校 県立高校 : 30校 県立大学附属高校 : 1校 ○補助上限 1,000万円/校 ○負担割合 国10/10 	310,000

(参考資料) 兵庫県 令和5年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額								
⑦ 障害者福祉施設整備補助	障害者の福祉の向上を図るため、社会福祉法人等が行う障害者(児)福祉施設の耐震化改修や大規模改修を支援 ○補助対象 ・グループホームの創設 ・障害者(児)福祉施設の耐震化に伴う改修 ・障害者(児)福祉施設の大規模修繕 ○負担割合 国1/2、県1/4、事業者1/4	455,000								
⑧ 障害福祉分野のICT導入モデル事業	生産性の向上・介護等業務の負担軽減に向けた取組を促進するため、障害福祉の現場へのICTの導入を支援 ○対象経費 タブレット端末、クラウドサービス、研修会経費等 ○補助上限 75万円/施設 ○負担割合 国1/2、県1/4、事業者1/4 ※補助の前提となる研修会は国1/2、県1/2	31,000								
⑨ 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業	生産性の向上・介護等業務の負担軽減に向けた取組を促進するため、障害福祉の現場へのロボット等の導入を支援 ○対象経費 介護ロボット等の導入経費 ○補助上限 ・障害者支援施設:1,575千円/施設 ・グループホーム:1,125千円/施設 ・その他事業所:900千円/施設 ○負担割合 国1/2、県1/4、事業者1/4	16,000								
⑩ 介護福祉士修学資金等貸付事業補助	将来県内において、介護福祉士又は社会福祉士として介護等の業務又は福祉に関する相談援助業務に従事しようとする者等に対し、修学資金を貸付するための貸付原資の積み増しを実施 ○実施主体 兵庫県社会福祉協議会 ○負担割合 国9/10、県1/10	364,000								
⑪ 高齢者福祉施設等防災緊急対策事業	利用者の安全・安心や介護サービス事業者の大規模化を促進するため、高齢者施設の施設・設備の整備を支援 ○事業内容等 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用自家発電設備</td> <td rowspan="2">定員30人以上の県所管の広域型施設 ※定員29人以下の施設は市町事業</td> </tr> <tr> <td>給水設備 (受水槽、地下水利用給水設備)</td> </tr> <tr> <td>水害対策 (エレベーター、スロープ等)</td> <td rowspan="2">上記のうち社会福祉連携推進法人、 合併した社会福祉法人が運営するもの</td> </tr> <tr> <td>(新)大規模修繕 (施設改修、設備改造、冷暖房設置等)</td> </tr> </tbody> </table> ○負担割合 国1/2、県1/4、事業者1/4	区 分	補助対象施設	非常用自家発電設備	定員30人以上の県所管の広域型施設 ※定員29人以下の施設は市町事業	給水設備 (受水槽、地下水利用給水設備)	水害対策 (エレベーター、スロープ等)	上記のうち社会福祉連携推進法人、 合併した社会福祉法人が運営するもの	(新)大規模修繕 (施設改修、設備改造、冷暖房設置等)	626,000
区 分	補助対象施設									
非常用自家発電設備	定員30人以上の県所管の広域型施設 ※定員29人以下の施設は市町事業									
給水設備 (受水槽、地下水利用給水設備)										
水害対策 (エレベーター、スロープ等)	上記のうち社会福祉連携推進法人、 合併した社会福祉法人が運営するもの									
(新)大規模修繕 (施設改修、設備改造、冷暖房設置等)										
⑫ 介護業務における労働環境改善・業務効率化支援事業	介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減を図るため、介護ロボット・ICT機器の活用等の生産性向上に向けた取組を支援 ○補助対象 介護ロボット、ICTの導入に要する費用 ○負担割合 国8/20、県2/20、事業者10/20 (一定要件を満たす場合、国12/20、県3/20、事業者5/20)	1,281,000								
2 県内事業者の経済活動への支援		2,674,000								
(1) 中小企業等への事業継続支援		413,000								
① 中小企業経営改善・成長力強化支援事業	物価高騰等を踏まえた収益性の向上等に向けた支援を切れ目なく実施するため、金融機関による無利子・無保証料融資(いわゆる、ゼロゼロ融資)を受けた事業者に向けた伴走支援を追加措置 ○事業内容 事業者への伴走支援を実施する金融機関に対して補助を実施 ○支援対象 ゼロゼロ融資を受けた中小企業者・小規模事業者 4,300者 ○補助金額 新規 10万円/件、継続 7.5万円/件 (参考:伴走支援の実施内容) ・金融機関が事業者を選定し、「経営改善・成長戦略計画書」の作成を支援 ・事業者と面談、計画の実行状況に関する指導・助言等のフォローアップを実施	400,000								
② 地場産業等LPガス価格高騰対策支援事業	本県地場産業の中でも、国の燃料油価格激変緩和対策の対象とならないLPガスの使用料について、製造コストに占める割合が特に高い業種の事業者に対して、LPガス価格高騰に対する支援を実施 ○対象業種 粘土かわら製造業、陶磁器・同関連製品製造業 [淡路瓦、丹波立杭焼等] ○支援金 LPガス使用量に応じて、最大24万円	13,000								

(参考資料) 兵庫県 令和5年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額												
(2) 観光需要の創出		443,000												
新① 万博に向けたインバウンド観光デジタルマーケティングの実施	<p>大阪・関西万博を見据え、関西圏への旅行を検討している外国人観光客を確実に取り込むため、デジタルマーケティングによる誘客促進策を展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外OTA(Online Travel Agent)の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・サイト内に本県特集ページを作成し、サイト内バナー広告配信等の流入施策を実施 ・訪日外国人旅行者が県内宿泊施設に宿泊する際の割引クーポンを配布 ○有力メディア・SNS等の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・海外有力メディアへの記事掲載 ・海外デジタル広告プラットフォームによるターゲティング広告の配信 	101,000												
新② 観光客の属性・行動分析によるFP等への誘客促進	<p>フィールドバビリオン等へのより効果的な誘客や観光客の県内での周遊を促進する施策展開を図るため、人流データの活用による観光客の属性・行動分析を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施内容 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; margin: 0;">誘客促進</p> <p style="font-size: 8px; margin: 0;">デジタルスタンプラリー開催 (フィールドバビリオン、温泉地等)</p> </div> <div style="font-size: 24px; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; margin: 0;">分析</p> <p style="font-size: 8px; margin: 0;">・観光時のGPSログの取得・分析 ・SNS投稿を通じた旅の印象分析</p> </div> <div style="font-size: 24px; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; margin: 0;">活用例</p> <p style="font-size: 8px; margin: 0;">・地域の魅力向上策、オーバーツーリズム対策の検討 ・交通手段改善策の検討 ・地域のインフルエンサーの発掘</p> </div> </div>	10,000												
新③ 「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言施設へのハード整備支援	<p>ユニバーサルツーリズム(UT)の推進に向けた宿泊施設の取組を促進するため、宣言を行った施設に対するバリアフリー改修支援の予算額を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象施設 UT取組宣言を行った旅館・ホテル等の宿泊施設 ○補助要件 福祉のまちづくり条例に規定する特定施設整備基準と同等以上のバリアフリー化等※ ※高齢者等の利用に配慮した段差解消や間口の一定寸法の確保等 ○対象設備 エレベーター、出入口、スロープ等 ○負担割合 県1/2、事業者1/2 〔通常負担割合 県1/4、市町1/4(義務随伴)、事業者1/2の制度を万博までの2年間(R5~R6)を重点期間として県負担割合を拡充〕 ○補助上限 計 2,500千円 工事(EVあり) 18,000千円 工事(EVなし) 8,000千円 工事(EVのみ) 10,000千円 <p>(参考: UT取組宣言の要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①チェックリスト(73項目)で自施設の取組状況をチェック(結果を発信) ②高齢者等に配慮した従業員向け接遇研修の実施又はUTおもてなし研修の受講 <p style="text-align: center;">▽</p> <p>73項目中、35項目以上の基準を満たす施設を登録施設として、その取組内容等を兵庫県公式観光サイト「HYOGOナビ」で見える化</p>	332,000												
(3) 地域公共交通等の下支え		726,000												
① 燃料油価格高騰に対する公共交通等事業者への支援	<p>公共交通等事業者に対し燃料油価格高騰に対する一時支援金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援単価 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業者</th> <th style="width: 50%;">支給単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラック</td> <td>12,000円/台</td> </tr> <tr> <td>路線バス</td> <td>13,000円/台</td> </tr> <tr> <td>地域鉄道</td> <td>50,000円/両</td> </tr> <tr> <td>生活航路</td> <td>120,000円/隻</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>3,000円/台</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	支給単価	トラック	12,000円/台	路線バス	13,000円/台	地域鉄道	50,000円/両	生活航路	120,000円/隻	タクシー	3,000円/台	605,000
事業者	支給単価													
トラック	12,000円/台													
路線バス	13,000円/台													
地域鉄道	50,000円/両													
生活航路	120,000円/隻													
タクシー	3,000円/台													
② 災害対策を強化する鉄道事業者への支援	<p>南海トラフ地震等に備え鉄道駅の耐震化や沿線法面の豪雨災害事前防災対策を行う鉄道事業者を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象 鉄道事業者 ○対象事業 駅構内柱の補強、法面防護等 ○負担割合 国1/3、地方1/3(県:沿線市=1:1)、事業者1/3 	121,000												

(参考資料) 兵庫県 令和5年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額												
(4) 農林水産事業者への支援		1,092,000												
① 飼料価格高騰(配合飼料)に対する畜産業者への支援	穀物の国際価格高騰や輸送コスト上昇等による飼料費負担増への対応のため、県内畜産業者に一時支援金を支給 ○事業主体 (公社) 兵庫県畜産協会等 ○支給対象 県内畜産農家 ○支給対象期間 1 四半期 ○支給単価 2,000円/t相当	227,000												
② 耕畜連携推進に資する設備・機械の導入支援	肥料・飼料価格高騰による経営圧迫に対応するため、畜産堆肥等を利用した農作物や、自給飼料の増産を進める耕畜連携の取組を支援 ○補助対象 耕畜連携の取組を行う耕種農家、畜産農家等 ○補助内容 堆肥保管施設、堆肥散布機、飼料生産機等の耕畜連携に資する設備導入等 ○補助件数 10件 ○補助率 1/2(補助上限 2,500千円)	25,000												
③ 省エネ型農業への転換推進	物価・資材高騰に対応するため、省エネ型農業への転換支援を追加措置 ○事業主体 JA・市町等 ○補助対象 新規就農者、定年帰農者及び農業法人等のうち、省エネ生産に取り組む者 ○対象経費 園芸用ハウス、附帯設備・機械等整備費 ※省エネ生産に資する機器等の導入が必須 ○補助率 <table border="1" data-bbox="552 831 1107 943"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施設</th> <th>農業用機械</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規就農者(50歳未満)</td> <td>1/2</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>定年帰農者(50~70歳)</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>農業法人等</td> <td>1/3</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	施設	農業用機械	新規就農者(50歳未満)	1/2	1/3	定年帰農者(50~70歳)	1/3	1/3	農業法人等	1/3	—	194,000
区 分	施設	農業用機械												
新規就農者(50歳未満)	1/2	1/3												
定年帰農者(50~70歳)	1/3	1/3												
農業法人等	1/3	—												
④ 麦・大豆の生産体制強化	主食用米から麦・大豆等へ転換する場合の生産性向上のための取組や施設整備等を支援 ○補助対象 農業者団体、市町等 ○補助内容 麦・大豆収穫機、乾燥調製機等 ○補助率 1/2	29,000												
⑤ 但馬牛生産基盤の強化	収益力強化や規模拡大に取り組む畜産クラスターの中心的経営体に対し、牛舎整備等を支援 ○補助対象 畜産クラスター協議会 ○補助内容 牛舎・堆肥舎の整備等 ○補助率 1/2	75,000												
⑥ 畜産物輸出コンソーシアムの推進	生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制(コンソーシアム)の確立・運営や輸入国の求めに応えるための、と畜場の取組を支援 ○補助対象 和牛マスター輸出拡大コンソーシアム 神戸食肉輸出コンソーシアム ○対象経費 輸出先国のマーケット調査、牛肉等のPR・販路促進等 頭絡(とうらく)の装着による家畜の動物福祉対応等	189,000												
⑦ 森林林業緊急整備事業の実施	間伐、路網整備、高性能林業機械等の整備を実施する事業体を支援 ○実施主体 市町、森林組合等 ○補助率 1/2	353,000												

(参考資料) 兵庫県 令和5年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額																																																																										
3 社会基盤の充実・強化		42,149,000																																																																										
(1) 防災・減災、国土強靱化の推進		42,109,000																																																																										
① 防災・減災、国土強靱化の推進	国の経済対策補正を踏まえた社会基盤整備の充実・強化を図り、事業効果の早期発現を促進 (単位:千円)	42,109,000																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>主な箇所</th> <th>事業内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">道 路</td> <td>国道178号 浜坂道路Ⅱ期 (新温泉町)</td> <td>道路改良工等</td> <td rowspan="3">17,339,000</td> </tr> <tr> <td>加古川小野線 東播磨道(北工区) (加古川市・三木市・小野市)</td> <td>道路改良工等</td> </tr> <tr> <td>竜泉那波線(相生市)</td> <td>道路改良工</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">河 川</td> <td>武庫川(西宮市・尼崎市)</td> <td>河道拡幅</td> <td rowspan="2">5,605,000</td> </tr> <tr> <td>津門川(西宮市)</td> <td>洪水調節施設整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">砂 防</td> <td>足尾谷川(神戸町)</td> <td>砂防堰堤整備</td> <td rowspan="3">3,553,000</td> </tr> <tr> <td>奥池(1)地区(芦屋市)</td> <td>急傾斜地崩壊対策工</td> </tr> <tr> <td>センダ川(2)(香美町)</td> <td>砂防堰堤整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海岸・港湾</td> <td>福良港海岸(南あわじ市)</td> <td>防潮堤整備等</td> <td rowspan="2">1,574,000</td> </tr> <tr> <td>家島港(姫路市)</td> <td>物揚場整備</td> </tr> <tr> <td>区画整理等</td> <td>野中・砂子地区(赤穂市)</td> <td>道路整備</td> <td>129,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自然公園</td> <td>今子浦野営場(香美町)</td> <td>長寿命化改修</td> <td rowspan="2">15,000</td> </tr> <tr> <td>上山高原(新温泉町)</td> <td>標識の再整備</td> </tr> <tr> <td>農業農村</td> <td>相合池(姫路市)</td> <td>ため池改修</td> <td>7,155,000</td> </tr> <tr> <td>造 林</td> <td>宍粟市他</td> <td>間伐等</td> <td>413,000</td> </tr> <tr> <td>林 道</td> <td>福定地区(養父市)</td> <td>林道改良</td> <td>217,000</td> </tr> <tr> <td>治 山</td> <td>仁頂寺(猪名川町)</td> <td>斜面对策工</td> <td>470,000</td> </tr> <tr> <td>漁 港</td> <td>沼島漁港(南あわじ市)</td> <td>水門整備等</td> <td>1,203,000</td> </tr> <tr> <td>流域下水※</td> <td>加古川下流浄化センター(加古川市)</td> <td>設備改築工事等</td> <td>1,379,000</td> </tr> <tr> <td>下水汚泥※</td> <td>兵庫東流域下水汚泥広域処理場(尼崎市)</td> <td>設備改築工事等</td> <td>3,057,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※公営企業会計(流域下水道事業会計)</td> </tr> </tbody> </table>		工種	主な箇所	事業内容	金額	道 路	国道178号 浜坂道路Ⅱ期 (新温泉町)	道路改良工等	17,339,000	加古川小野線 東播磨道(北工区) (加古川市・三木市・小野市)	道路改良工等	竜泉那波線(相生市)	道路改良工	河 川	武庫川(西宮市・尼崎市)	河道拡幅	5,605,000	津門川(西宮市)	洪水調節施設整備	砂 防	足尾谷川(神戸町)	砂防堰堤整備	3,553,000	奥池(1)地区(芦屋市)	急傾斜地崩壊対策工	センダ川(2)(香美町)	砂防堰堤整備	海岸・港湾	福良港海岸(南あわじ市)	防潮堤整備等	1,574,000	家島港(姫路市)	物揚場整備	区画整理等	野中・砂子地区(赤穂市)	道路整備	129,000	自然公園	今子浦野営場(香美町)	長寿命化改修	15,000	上山高原(新温泉町)	標識の再整備	農業農村	相合池(姫路市)	ため池改修	7,155,000	造 林	宍粟市他	間伐等	413,000	林 道	福定地区(養父市)	林道改良	217,000	治 山	仁頂寺(猪名川町)	斜面对策工	470,000	漁 港	沼島漁港(南あわじ市)	水門整備等	1,203,000	流域下水※	加古川下流浄化センター(加古川市)	設備改築工事等	1,379,000	下水汚泥※	兵庫東流域下水汚泥広域処理場(尼崎市)	設備改築工事等	3,057,000	※公営企業会計(流域下水道事業会計)			
	工種		主な箇所	事業内容	金額																																																																							
	道 路		国道178号 浜坂道路Ⅱ期 (新温泉町)	道路改良工等	17,339,000																																																																							
			加古川小野線 東播磨道(北工区) (加古川市・三木市・小野市)	道路改良工等																																																																								
			竜泉那波線(相生市)	道路改良工																																																																								
	河 川		武庫川(西宮市・尼崎市)	河道拡幅	5,605,000																																																																							
			津門川(西宮市)	洪水調節施設整備																																																																								
	砂 防		足尾谷川(神戸町)	砂防堰堤整備	3,553,000																																																																							
			奥池(1)地区(芦屋市)	急傾斜地崩壊対策工																																																																								
			センダ川(2)(香美町)	砂防堰堤整備																																																																								
	海岸・港湾		福良港海岸(南あわじ市)	防潮堤整備等	1,574,000																																																																							
			家島港(姫路市)	物揚場整備																																																																								
	区画整理等		野中・砂子地区(赤穂市)	道路整備	129,000																																																																							
	自然公園		今子浦野営場(香美町)	長寿命化改修	15,000																																																																							
			上山高原(新温泉町)	標識の再整備																																																																								
	農業農村		相合池(姫路市)	ため池改修	7,155,000																																																																							
	造 林		宍粟市他	間伐等	413,000																																																																							
	林 道		福定地区(養父市)	林道改良	217,000																																																																							
	治 山		仁頂寺(猪名川町)	斜面对策工	470,000																																																																							
漁 港	沼島漁港(南あわじ市)	水門整備等	1,203,000																																																																									
流域下水※	加古川下流浄化センター(加古川市)	設備改築工事等	1,379,000																																																																									
下水汚泥※	兵庫東流域下水汚泥広域処理場(尼崎市)	設備改築工事等	3,057,000																																																																									
※公営企業会計(流域下水道事業会計)																																																																												
(2) 県民の安全・安心の基盤づくり		40,000																																																																										
新① ナガエツルノゲイトウに関する緊急対策の実施	近年、本県で生息地域を拡大している、特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」の駆除方法を技術的に検証・確立するため、専門家の指導のもと、完全駆除の実証を実施 ○実施主体 兵庫県外来生物対策協議会	40,000																																																																										
4 給与改定への対応		6,633,000																																																																										
① 県人事委員会勧告を踏まえた給与改定	○給与改定の概要(補正予算(案)関係分) ・給 料 表 若年層に重点を置いてすべての世代で引上げ(平均改定率+1.0%) ・期末・勤勉手当 0.10月引上げ(4.40月→4.50月) ○補正額 一 般 会 計 : 5,753,000千円 公 営 企 業 会 計 : 880,000千円	6,633,000																																																																										
合 計		64,282,000																																																																										
一 般 会 計		58,966,000																																																																										
公 営 企 業 会 計		5,316,000																																																																										

※今回新たに実施する事業は「新」と表記

令和 5 年 12 月（定例）

第 365 回 兵 庫 県 議 会 提 出 議 案 関 係 資 料（その 2）

（ 予 算 関 係 ）

兵 庫 県

目 次

令和5年度補正予算提案額概計

	頁
1. 総 括	5
2. 一 般 会 計 (第125号議案)	
ア 部局別予算提案額	6
イ 経費別予算提案額	7
ウ 歳入予算提案額	8
3. 公 営 企 業 会 計 (第126号～132号)	9
4. 部局別予算提案額の内訳	
(1) 給 与 改 定 分	12
(2) 緊急経済対策分	
ア 総 務	13
イ 県 民 生 活	14
ウ 危 機 管 理	15
エ 福 祉	16
オ 保 健 医 療	17
カ 産 業 労 働	18
キ 農 林 水 産	19
ク 環 境	20
ケ 土 木	21
コ ま ち づ くり	22
サ 教 育 委 員 会	23

令和5年度補正予算提案額概計

1 総括

(単位：千円、%)

区分		既定予算額	今回提案額	合計	前年同期対比
一般会計	歳入	2,385,166,000	58,966,000	2,444,132,000	95.5
	歳出	2,385,166,000	58,966,000	2,444,132,000	95.5
	差引	0	0	0	—
特別会計	歳入	1,606,259,517	0	1,606,259,517	100.7
	歳出	1,606,259,517	0	1,606,259,517	100.7
	差引	0	0	0	—
計	歳入	3,991,425,517	58,966,000	4,050,391,517	97.5
	歳出	3,991,425,517	58,966,000	4,050,391,517	97.5
	差引	0	0	0	—
公営企業会計	歳入	295,525,800	4,436,000	299,961,800	116.2
	歳出	312,247,883	5,316,000	317,563,883	115.6
	差引	△ 16,722,083	△ 880,000	△ 17,602,083	—
合計	歳入	4,286,951,317	63,402,000	4,350,353,317	98.6
	歳出	4,303,673,400	64,282,000	4,367,955,400	98.6
	差引	△ 16,722,083	△ 880,000	△ 17,602,083	—

2 一 般 会 計
ア 部局別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
総 務	66,090,846	410,000	362,000	0	0	48,000	66,500,846	103.8
企 画	7,682,785	41,000	5,000	0	0	36,000	7,723,785	82.6
財 務	468,369,446	57,000	0	0	0	57,000	468,426,446	100.5
県 民 生 活	6,941,827	1,521,000	1,500,000	0	0	21,000	8,462,827	142.6
危 機 管 理	10,132,135	760,000	749,000	0	0	11,000	10,892,135	78.1
福 祉	369,254,081	4,210,000	3,410,300	0	360,000	439,700	373,464,081	101.2
保 健 医 療	123,698,792	2,885,000	2,808,000	0	0	77,000	126,583,792	60.4
産 業 労 働	642,568,837	3,475,000	3,427,000	0	0	48,000	646,043,837	95.1
農 林 水 産	81,844,578	10,667,000	6,285,700	756,000	3,508,300	117,000	92,511,578	95.9
環 境	4,613,472	73,000	27,000	0	8,000	38,000	4,686,472	98.5
土 木	133,186,009	28,906,000	13,138,000	524,900	15,134,100	109,000	162,092,009	102.0
まちづくり	14,767,811	496,000	357,000	18,300	85,700	35,000	15,263,811	95.8
教育委員会	315,733,708	4,002,000	1,054,500	0	0	2,947,500	319,735,708	98.8
警 察	136,480,917	1,434,000	0	0	0	1,434,000	137,914,917	100.1
行政委員会等	3,800,756	29,000	0	0	0	29,000	3,829,756	95.2
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,385,166,000	58,966,000	33,123,500	1,299,200	19,096,100	5,447,200	2,444,132,000	95.5

イ 経費別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
I 一般行政経費	1,856,619,954	19,587,000	14,155,300	0	0	5,431,700	1,876,206,954	94.3
(1) 人件費	433,174,759	5,753,000	707,000	0	0	5,046,000	438,927,759	96.4
職員給等	417,768,759	5,753,000	707,000	0	0	5,046,000	423,521,759	100.7
退職手当	15,406,000	0	0	0	0	0	15,406,000	44.8
(2) 物件費	12,151,083	332,500	332,400	0	0	100	12,483,583	82.6
(3) その他	1,411,294,112	13,501,500	13,115,900	0	0	385,600	1,424,795,612	93.7
II 投資的経費	191,000,391	39,379,000	18,968,200	1,299,200	19,096,100	15,500	230,379,391	102.5
(1) 普通建設事業費	175,866,347	39,379,000	18,968,200	1,299,200	19,096,100	15,500	215,245,347	100.4
(1) (イ) 補助事業	95,696,000	36,561,000	18,968,200	1,293,400	16,283,900	15,500	132,257,000	101.4
(ロ) 単独事業	69,360,347	89,000	0	0	89,000	0	69,449,347	98.7
(ハ) 国直轄負担金	10,810,000	2,729,000	0	5,800	2,723,200	0	13,539,000	98.7
(2) 災害復旧事業費	15,134,044	0	0	0	0	0	15,134,044	147.9
(イ) 補助事業	13,647,044	0	0	0	0	0	13,647,044	133.3
(ロ) 単独事業	1,487,000	0	0	0	0	0	1,487,000	皆増
(ハ) 国直轄負担金	0	0	0	0	0	0	0	—
III 公債費	266,494,262	0	0	0	0	0	266,494,262	99.3
IV 繰出金	71,051,393	0	0	0	0	0	71,051,393	94.0
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,385,166,000	58,966,000	33,123,500	1,299,200	19,096,100	5,447,200	2,444,132,000	95.5

ウ 歳入予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	計	前年同期 対 比
県 税	808,200,000	0	808,200,000	103.8
(1) 普 通 税	808,165,000	0	808,165,000	103.8
(2) 目 的 税	35,000	0	35,000	100.0
地 方 譲 与 税	100,233,000	0	100,233,000	100.9
(1) 特別法人事業譲与税	95,500,000	0	95,500,000	100.8
(2) 地方揮発油譲与税	3,525,000	0	3,525,000	100.9
(3) 石油ガス譲与税	128,000	0	128,000	116.4
(4) 自動車重量譲与税	642,000	0	642,000	99.7
(4) 森林環境譲与税	188,000	0	188,000	100.0
(6) 航空機燃料譲与税	250,000	0	250,000	103.3
地 方 特 例 交 付 金	3,101,000	0	3,101,000	94.9
地 方 交 付 税	343,223,200	5,447,200	348,670,400	100.8
(1) 普 通 交 付 税	339,090,200	5,447,200	344,537,400	101.8
(2) 特 別 交 付 税	4,133,000	0	4,133,000	55.7
臨 時 財 政 対 策 債	26,400,000	0	26,400,000	55.8
調 整 債	7,872,000	0	7,872,000	97.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,386,000	0	1,386,000	94.3
繰 越 金	1,000	0	1,000	100.0
計 (一般財源)	1,290,416,200	5,447,200	1,295,863,400	100.9
分 担 金 及 び 負 担 金	4,099,078	1,299,200	5,398,278	96.5
使 用 料 及 び 手 数 料	19,881,556	0	19,881,556	96.0
国 庫 支 出 金	262,327,802	33,123,500	295,451,302	74.0
財 産 収 入	2,168,764	0	2,168,764	97.0
寄 附 金	369,547	0	369,547	147.8
繰 入 金	47,076,696	0	47,076,696	100.0
諸 収 入	656,946,557	0	656,946,557	96.5
県 債	101,879,800	19,096,100	120,975,900	101.6
合 計	2,385,166,000	58,966,000	2,444,132,000	95.5

3 公 營 企 業 會 計

(單位：千円、%)

区 分		病 院 事 業	水 道 用 水 業	工 業 用 水 道 事 業	水 源 開 發 事 業	地 域 整 備 事 業	企 業 資 產 運 用 事 業	地 域 創 生 事 業	流 域 下 水 道 事 業	計	前 年 同 期 比	
收 益	支 出	既定予算額	172,815,680	14,805,962	3,426,808	—	2,951,286	1,289,606	20,715	30,720,874	226,030,931	112.8
		今回提案額	860,000	6,392	3,200	—	290	600	0	300	870,782	—
		合 計	173,675,680	14,812,354	3,430,008	—	2,951,576	1,290,206	20,715	30,721,174	226,901,713	113.2
	予 入	既定予算額	169,756,122	15,820,873	4,102,955	—	3,357,627	1,343,250	20,748	31,431,962	225,833,537	112.2
	今回提案額	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	
	合 計	169,756,122	15,820,873	4,102,955	—	3,357,627	1,343,250	20,748	31,431,962	225,833,537	112.2	
	差引収支不足額	△ 3,919,558	1,008,519	672,947	—	406,051	53,044	33	710,788	△ 1,068,176	—	
資 本	支 出	既定予算額	45,452,809	6,605,052	2,182,299	60,727	2,660,166	51,476	835,163	28,369,260	86,216,952	121.0
		今回提案額	0	808	0	0	3,910	0	800	4,439,700	4,445,218	—
		合 計	45,452,809	6,605,860	2,182,299	60,727	2,664,076	51,476	835,963	32,808,960	90,662,170	118.6
	予 入	既定予算額	40,589,284	423,122	20	60,727	44,498	205,322	30	28,369,260	69,692,263	118.7
	今回提案額	0	0	0	0	0	0	0	4,436,000	4,436,000	—	
	合 計	40,589,284	423,122	20	60,727	44,498	205,322	30	32,805,260	74,128,263	116.1	
	差引収支不足額	△ 4,863,525	△ 6,182,738	△ 2,182,279	0	△ 2,619,578	153,846	△ 835,933	△ 3,700	△ 16,533,907	—	
合 計	支 出	既定予算額	218,268,489	21,411,014	5,609,107	60,727	5,611,452	1,341,082	855,878	59,090,134	312,247,883	114.9
		今回提案額	860,000	7,200	3,200	0	4,200	600	800	4,440,000	5,316,000	—
		合 計	219,128,489	21,418,214	5,612,307	60,727	5,615,652	1,341,682	856,678	63,530,134	317,563,883	114.7
	予 入	既定予算額	210,345,406	16,243,995	4,102,975	60,727	3,402,125	1,548,572	20,778	59,801,222	295,525,800	113.7
	今回提案額	0	0	0	0	0	0	0	4,436,000	4,436,000	—	
	合 計	210,345,406	16,243,995	4,102,975	60,727	3,402,125	1,548,572	20,778	64,237,222	299,961,800	113.1	
	差引収支不足額	△ 8,783,083	△ 5,174,219	△ 1,509,332	0	△ 2,213,527	206,890	△ 835,900	707,088	△ 17,602,083	—	

4 部局別予算提案額の内訳

(1) 給与改定分

ア 一般会計予算提案額

(単位：千円)

区	分金	額	財 源 内 訳			
			国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
職 員 給		5,741,982	707,000	0	0	5,034,982
議 員 報 酬		11,018	0	0	0	11,018
合 計		5,753,000	707,000	0	0	5,046,000

イ 部局別予算提案額

(単位：千円)

区	分金	額	財 源 内 訳			
			国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
総 務 部		48,000	0	0	0	48,000
企 画 部		41,000	5,000	0	0	36,000
財 務 部		57,000	0	0	0	57,000
県 民 生 活 部		21,000	0	0	0	21,000
危 機 管 理 部		11,000	0	0	0	11,000
福 祉 部		60,000	0	0	0	60,000
保 健 医 療 部		77,000	0	0	0	77,000
産 業 労 働 部		48,000	0	0	0	48,000
農 林 水 産 部		117,000	0	0	0	117,000
環 境 部		18,000	0	0	0	18,000
土 木 部		109,000	0	0	0	109,000
ま ち づ ぐ り 部		35,000	0	0	0	35,000
教 育 委 員 会		3,648,000	702,000	0	0	2,946,000
警 察		1,434,000	0	0	0	1,434,000
行 政 委 員 会 等		29,000	0	0	0	29,000
合 計		5,753,000	707,000	0	0	5,046,000

(2) 緊急経済対策分

(総務部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
兵 庫 県 公立大学法人 運営費交付金	9,170,137	11,000	11,000	0	0	0	1 県立大学附属学校DX加速化推進事業費 10,000 2 県立大学附属学校食堂支援事業費 1,000
私立学校助成費	33,884,283	351,000	351,000	0	0	0	1 私立学校原油価格・物価高騰対策 一時支援金 258,000 2 私立高等学校等学校食堂支援事業費補助 16,000 3 私立幼稚園こどもの安心・安全対策支援 事業費補助 6,000 4 私立幼稚園等ICT環境整備支援事業費補助 71,000

(県民生活部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
地域防犯対策 推 進 費	89,894	1,500,000	1,500,000	0	0	0	特殊詐欺緊急総合対策事業費 1,500,000

(福 祉 部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
障 害 者 福 祉 対 策 費	42,815,770	94,200	90,800	0	0	3,400	1 障害者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 84,200 2 ICT導入モデル事業費 5,500 3 ロボット等導入支援事業費 4,500
障 害 児 者 自 立 支 援 費	10,990,563	224,800	201,300	0	0	23,500	1 障害者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 153,800 2 障害児施設等こどもの安心・安全対策支援事業費補助 34,000 3 ICT導入モデル事業費 25,500 4 ロボット等導入支援事業費 11,500
介 護 保 険 事 業 推 進 費	81,801,796	2,436,000	2,143,400	0	0	292,600	1 高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 791,000 2 介護業務労働環境改善・業務効率化支援事業費補助 1,281,000 3 介護福祉士修学資金等貸付事業費補助 364,000
障 害 者 福 祉 施 設 整 備 費 補 助	1,237,501	455,000	304,000	0	151,000	0	障害福祉施設整備事業費補助 455,000
老 人 福 祉 施 設 等 整 備 費 補 助	7,023,020	626,000	417,000	0	209,000	0	高齢者福祉施設等防災緊急対策事業費補助 626,000
家 庭 児 童 対 策 費	4,313,349	53,000	0	0	0	53,000	放課後児童クラブICT推進事業費補助 53,000
保 育 対 策 費	36,362,750	234,500	228,800	0	0	5,700	1 保育施設等原油価格・物価高騰対策一時支援金 171,000 2 保育施設等こどもの安心・安全対策支援事業費補助 17,500 3 公立幼保連携型認定こども園ICT環境整備支援事業費補助 46,000
児 童 福 祉 措 置 費	7,531,691	24,200	22,700	0	0	1,500	1 児童養護施設等原油価格・物価高騰対策一時支援金 19,700 2 児童養護施設等こどもの安心・安全対策支援事業費補助 4,500
生 活 保 護 法 等 施 行 事 務 費	338,730	2,300	2,300	0	0	0	保護施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 2,300

(保健医療部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
医療法等施行経費	2,864,373	2,671,000	2,671,000	0	0	0	医療機関等原油価格・物価高騰対策一時支援金 2,671,000
薬機法等施行経費	182,406	137,000	137,000	0	0	0	医療機関等原油価格・物価高騰対策一時支援金 137,000

(産業労働部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
中小企業振興 対 策 費	5,400,783	2,903,000	2,903,000	0	0	0	ひょうご家計応援キャンペーン事業費 2,903,000
中小企業制度資金 貸 付 金	614,852,207	400,000	400,000	0	0	0	中小企業経営改善・成長力強化支援事業費 400,000
産地振興対策費	173,471	13,000	13,000	0	0	0	地場産業等LPガス価格高騰対策一時支援金 13,000
観 光 振 興 費	232,759	10,000	10,000	0	0	0	観光デジタルデータ活用推進事業費 10,000
観 光 交 流 費	263,707	101,000	101,000	0	0	0	インバウンド観光デジタルプロモーション事業 費 101,000

(農林水産部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要			
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源				
国土強靱化等 緊急対策事業費	0	9,410,000	5,193,700	756,000	3,460,300	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							農 業 農 村	0	7,010,000	7,010,000
							造 林	0	413,000	413,000
							林 道	0	217,000	217,000
							治 山	0	470,000	470,000
							漁 港	0	905,000	905,000
							漁場整備開発	0	0	0
							経営構造対策	0	97,000	97,000
							林業構造改善	0	0	0
							漁業構造改善	0	298,000	298,000
							合計	0	9,410,000	9,410,000
							※県費随伴補助を含む			
国直轄事業 負担金	583,000	48,000	0	0	48,000	0	直轄土地改良事業費負担金	48,000		
農村地域農政 総合推進事業費	2,294,049	194,000	194,000	0	0	0	省エネ型農業転換支援事業費補助	194,000		
主要農作物 生産・供給 対策費	114,833	29,000	29,000	0	0	0	主要農作物産地競争力強化事業費補助	29,000		
肉畜振興対策費	111,036	264,000	264,000	0	0	0	1 但馬牛生産基盤強化整備事業費補助 75,000 2 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助 189,000			
畜産環境 飼料対策費	443,803	252,000	252,000	0	0	0	1 飼料価格高騰対策畜産経営支援事業費補助 227,000 2 耕畜連携推進事業費補助 25,000			
森林整備推進費	47,407	353,000	353,000	0	0	0	森林林業緊急整備事業費補助 353,000			

(環 境 部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
自然環境保全 対 策 費	129,608	55,000	27,000	0	8,000	20,000	1 自然環境整備交付金事業費 15,000 2 特定外来生物防除等対策事業費 40,000

(土木部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要			
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源				
国 土 強 靱 化 緊急対策事業費	0	25,467,000	12,533,000	524,900	12,409,100	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							道路・街路	0	16,158,000	16,158,000
							河川・ダム	0	4,606,000	4,606,000
							砂 防	0	3,169,000	3,169,000
							海岸・港湾	0	1,534,000	1,534,000
							計	0	25,467,000	25,467,000
国 直 轄 国 土 強靱化緊急対策 事業負担金	0	2,604,000	0	0	2,604,000	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							道 路	0	1,181,000	1,181,000
							河 川	0	999,000	999,000
							砂 防	0	384,000	384,000
							海岸・港湾	0	40,000	40,000
							計	0	2,604,000	2,604,000
運輸事業促進費	2,105,768	726,000	605,000	0	121,000	0	1 鉄道駅耐震補強対策費補助	99,000		
							2 鉄道施設豪雨対策費補助	22,000		
							3 公共交通等事業者燃料油価格高騰対策一時 支援金	605,000		
〔流域下水道〕 事業会計										
資本的収支	28,369,260	4,436,000	2,591,300	310,200	1,534,500	0	1 建設改良費			
							(1)流域下水道事業	1,379,000		
							(2)流域下水汚泥広域処理事業	3,057,000		

(まちづくり部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要			
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源				
国 土 強 靱 化 緊急対策事業費	0	52,000	25,000	12,500	14,500	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							区 画 整 理	0	52,000	52,000
							計	0	52,000	52,000
国 直 轄 国 土 強靱化緊急対策 事業負担金	0	77,000	0	5,800	71,200	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							公 園	0	77,000	77,000
							計	0	77,000	77,000
長 寿 社 会 対 策 企 画 推 進 費	201,469	332,000	332,000	0	0	0	ユニバーサルツーリズム推進事業費補助 332,000			

(教育委員会)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
義務教育 推 進 費	1,991,728	26,000	26,000	0	0	0	1 公立幼稚園等ICT環境整備支援事業費補助 17,000 2 心の健康観察導入推進事業費 9,000
高校教育推進費	1,315,545	300,000	300,000	0	0	0	高等学校DX加速化推進事業費 300,000
高等学 校 維 持 管 理 費	3,310,752	25,000	25,000	0	0	0	県立高等学校食堂支援事業費補助 25,000
特別支援学校 維 持 管 理 費	1,844,273	3,000	1,500	0	0	1,500	特別支援学校こどもの安心・安全対策支援事業 費補助 3,000

令和 5 年 12 月 (定 例)

第365回兵庫県議会提出議案関係資料 (その 3)

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

目 次

總 務 關 係	3
健 康 關 係	6
建 設 關 係	7
文 教 關 係	8
警 察 關 係	9

総 務 関 係

第133号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 職員の給与等に関する条例の一部改正

(1) 給料表

平均1.0%引き上げる。

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数を0.10月引き上げる。[4.40月 → 4.50月] (単位：月)

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.20	1.00	2.20	<u>1.225</u> (+0.025)	<u>1.025</u> (+0.025)	<u>2.25</u> (+0.05)
12月期	1.20	1.00	2.20	<u>1.225</u> (+0.025)	<u>1.025</u> (+0.025)	<u>2.25</u> (+0.05)
年 間	2.40	2.00	4.40	<u>2.45</u> (+0.05)	<u>2.05</u> (+0.05)	<u>4.50</u> (+0.10)

(3) 初任給調整手当

医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められるものに対する支給月額の上限額を368,800円から369,500円に引き上げる。

また、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職にあるものに対する支給限度額を50,800円から51,100円に引き上げる。

(4) 在宅勤務等手当

職員に支給する手当に、新たに在宅勤務等手当を加える。

一定期間以上の期間において1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務を行う職員に対し、月額3,000円を支給する。

なお、在宅勤務等手当支給対象者については、通勤手当を減額調整する。

2 臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

非常勤の嘱託員等の日額報酬の上限額を34,200円から34,300円に引き上げるとともに、その額により難い特別の事情があるものとして知事が定める場合には、100,000円の範囲内において支給することができるものとする。

3 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正

期末手当について、年間支給月数を0.10月引き上げる。[3.30月 → 3.40月]

4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

フレックスタイム制について、現行の「一般職員」と「育児・介護を行う職員及び障害を有する職員」の区分を撤廃し、制度を一本化した上で、以下の項目について制度を緩和・柔軟化する。

区 分	現 行		改 正 案
	育児・介護を行う職員 障害を有する職員	一般職員 (左記を除く)	すべての職員
割振り期間	1～4週間	4週間	1～4週間
コアタイム	10～15時の休憩時間 を除く4時間	10～16時の休憩時間 を除く5時間	10～15時の間の休憩時間を除く 2時間で所属が定める時間
休憩時間	12～13時		原則12～13時 職員の希望に応じた設定可
最短勤務 時間/日	4時間	6時間	2時間
週休日	土日に加えて 1日設定可能	土日のみ	土日に加えて 1日設定可能
割振り期限	前日	1週間前	前日
割振り 変更期限	前日	1週間前	当日も可(遡り不可)

5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表

職員に準じて引き上げる。

(2) 期末手当

年間支給月数を0.10月引き上げる。[3.30月 → 3.40月]

6 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

(1) 報酬等

職員に準じて引き上げる。

(2) 期末手当

職員に準じて年間支給月数を0.05月引き上げる。[2.40月 → 2.45月]

(3) 勤勉手当

新たに令和6年6月期から正規職員に準じて支給する。[2.05月]

(4) 在宅勤務等手当

新たに令和6年度から正規職員に準じて支給する。

第3 施行期日等

1 施行期日

公布の日。ただし、第2の1(4)、6(3)及び(4)は令和6年4月1日、4は令和6年5月1日

2 適用区分

第2の1(1)から(3)まで、2、3、5並びに6(1)及び(2)は、令和5年4月1日から適用する。

3 経過措置等

(1) 令和5年4月1日から同年12月31日までの間における第1号会計年度任用職員（同月に期末手当を支給されないものに限る。）の報酬の額の算定における第2号会計年度任用職員の給料月額については、第2の1(1)及び第3の2にかかわらず、なお従前の例による。

(2) その他必要な経過措置を定める。

第133号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(1) 在宅勤務等手当

職員に支給する手当に、新たに在宅勤務等手当を加える。

一定期間以上の期間において1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務を行う職員に対し、月額3,000円を支給する。

なお、在宅勤務等手当支給対象者については、通勤手当を減額調整する。

(2) 会計年度任用職員の給与

会計年度任用職員の給与の種類に、在宅勤務等手当及び勤勉手当を加える。

第3 施行期日

令和6年4月1日

第133号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(1) 在宅勤務等手当

職員に支給する手当に、新たに在宅勤務等手当を加える。

一定期間以上の期間において1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務を行う職員に対し、月額3,000円を支給する。

なお、在宅勤務等手当支給対象者については、通勤手当を減額調整する。

(2) 会計年度任用職員の給与

会計年度任用職員の給与の種類に、在宅勤務等手当及び勤勉手当を加える。

第3 施行期日

令和6年4月1日

文 教 関 係

第133号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正

(1) 給料表

平均1.0%引き上げる。

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数を0.10月引き上げる。[4.40月 → 4.50月] (単位：月)

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.20	1.00	2.20	<u>1.225</u> (+0.025)	<u>1.025</u> (+0.025)	<u>2.25</u> (+0.05)
12月期	1.20	1.00	2.20	<u>1.225</u> (+0.025)	<u>1.025</u> (+0.025)	<u>2.25</u> (+0.05)
年 間	2.40	2.00	4.40	<u>2.45</u> (+0.05)	<u>2.05</u> (+0.05)	<u>4.50</u> (+0.10)

(3) 在宅勤務等手当

職員に支給する手当に、新たに在宅勤務等手当を加える。

一定期間以上の期間において1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務を行う職員に対し、月額3,000円を支給する。

なお、在宅勤務等手当支給対象者については、通勤手当を減額調整する。

第3 施行期日等

1 施行期日

公布の日。ただし、第2の1(3)は令和6年4月1日

2 適用区分

第2の1(1)から(2)は、令和5年4月1日から適用する。

第133号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 職員の給与等に関する条例の一部改正

(1) 給料表

平均1.0%引き上げる。

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数を0.10月引き上げる。[4.40月 → 4.50月] (単位：月)

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.20	1.00	2.20	<u>1.225</u> (+0.025)	<u>1.025</u> (+0.025)	<u>2.25</u> (+0.05)
12月期	1.20	1.00	2.20	<u>1.225</u> (+0.025)	<u>1.025</u> (+0.025)	<u>2.25</u> (+0.05)
年 間	2.40	2.00	4.40	<u>2.45</u> (+0.05)	<u>2.05</u> (+0.05)	<u>4.50</u> (+0.10)

(3) 初任給調整手当

医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められるものに対する支給月額の上限額を368,800円から369,500円に引き上げる。

また、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職にあるものに対する支給限度額を50,800円から51,100円に引き上げる。

(4) 在宅勤務等手当

職員に支給する手当に、新たに在宅勤務等手当を加える。

一定期間以上の期間において1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務を行う職員に対し、月額3,000円を支給する。

なお、在宅勤務等手当支給対象者については、通勤手当を減額調整する。

第3 施行期日等

1 施行期日

公布の日。ただし、第2の1(4)は令和6年4月1日

2 適用区分

第2の1(1)から(3)は、令和5年4月1日から適用する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改定することとした。

2 改正の内容

基準日における議員の在職期間に応じて規定した期末手当の支給割合を改める（第4条関係）。

3 施行期日等

公布の日から施行する。ただし、改正後の条例の規定は、令和5年6月1日から適用し、差額については、速やかに支給する。

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に対して、職員の給与等に関する条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散により議員の職を離れ、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3箇月以上6箇月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3箇月未満 <u>100分の49.5</u></p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(議員の職を離れ、又は死亡した議員にあっては、議員の職を離れ、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額(第2条第2項第3号から第8号までに掲げる役員にあっては、同項に規定する加算額を除く。以下同じ。)に、当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 第1項に規定するもののほか、期末手当の支給方法については、職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)第1条に規定する職員の例による。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に対して、職員の給与等に関する条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散により議員の職を離れ、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3箇月以上6箇月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3箇月未満 <u>100分の51</u></p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(議員の職を離れ、又は死亡した議員にあっては、議員の職を離れ、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額(第2条第2項第3号から第8号までに掲げる役員にあっては、同項に規定する加算額を除く。以下同じ。)に、当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 第1項に規定するもののほか、期末手当の支給方法については、職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)第1条に規定する職員の例による。</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年6月1日から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(期末手当の内払)</u></p> <p>3 <u>改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。</u></p>

議員提出第3号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

兵庫県議会議員	山	口	晋	平
同	大	豊	康	臣
同	門	間	雄	司
同	奥	谷	謙	一
同	伊	藤		傑
同	伊	藤	勝	正
同	島	山	清	史
同	上	野	英	一

兵庫県条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 170

(2) 3 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 102

(3) 3 箇月未満 100 分の 51

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 6 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改定することとした。

議 事 順 序 (案)

第 3 6 5 回 定 例 会
第 1 日 (1 2 月 1 日)

- 1 議長あいさつ
- 2 開 会 宣 告
- 3 開 議 宣 告
- 4 会議録署名議員の指名
谷 井 いさお 議員
門 隆 志 議員
石 川 憲 幸 議員
- 5 会 期 の 決 定
1 2 月 1 日 から 1 2 月 1 3 日 までの 1 3 日 間 (簡 易 採 決)
- 6 諸 般 の 報 告
 - (1) 第 3 6 4 回 定 例 会 に お い て 議 決 し た 意 見 書 の 処 理 に つ い て
 - (2) 説 明 員 の 職 氏 名 (一 覧 表 配 付)
 - (3) 議 員 並 び に 知 事 か ら 提 出 さ れ た 議 案 (件 名 一 覧 表 配 付)
 - (4) 提 出 さ れ た 決 議 案
 - (5) 委 任 専 決 処 分 を し た も の に つ い て (写 配 付)
 - (6) 監 査 結 果 報 告
 - ① 監 査 報 告 書 (写 配 付)
 - ② 例 月 現 金 出 納 検 査 報 告 書 (写 配 付)
- 7 議 案 一 括 上 程
第 1 0 5 号 議 案 不 可 決 第 1 3 3 号 議 案
報 第 1 号、報 第 2 号
 - (1) 知 事 提 案 説 明
- 8 決 議 案 上 程
決 議 案 第 2 号

(1) 議事順序の省略議決（簡易採決）

(2) 表 決（簡易採決）

9 休 会 議 決

12月2日から5日までは議案熟読のため（簡易採決）

10 日 程 通 告

次の本会議は12月6日（水）午前10時再開

11 散 会 宣 告

第 3 6 5 回定例兵庫県議会
議事日程（第 1 号）

令和 5 年 1 2 月 1 日
午前 1 1 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 第 1 0 5 号議案ないし第 1 3 3 号議案
報第 1 号、報第 2 号
- 知事提案説明
- 第 5 決議案第 2 号

地方自治法第121条の規定により説明
のため議場に出席を求めた者の職氏名

第365回定例会

知事	齋藤元彦
副知事	片山安孝
副知事	服部洋平
公営企業管理者	梶本修子
病院事業管理者	杉村和朗
防災監兼危機管理部長	遠藤英二
技監	新井田浩
会計管理者	城友美子
総務部長	小橋浩一
企画部長	守本豊
財務部長	稲木宏光
県民生活部長	井ノ本知明
福祉部長	生安衛
保健医療部長	山下輝夫
産業労働部長	原田剛治
農林水産部長	萬谷信弘
環境部長	菅範昭
土木部長	杉浦正彦
まちづくり部長	柴田和弘

財 務 部 次 長	中 之 藺 善 明
財務部総務課長兼財政課長	金 澤 友 道
選挙管理委員会委員長	石 堂 則 本 (12月7日を除く)
同 委 員 会 委 員	越 智 一 雄 (12月7日のみ)
教育委員会教育長	藤 原 俊 平
公安委員会委員長	澤 田 隆 (12月6日のみ)
同 委 員 会 委 員	津 田 隆 雄 (12月1日のみ)
同 委 員 会 委 員	勝 田 仁 美 (12月7日のみ)
同 委 員 会 委 員	大 内 ま す み (12月8日のみ)
同 委 員 会 委 員	小 西 新右衛門 (12月13日のみ)
警 察 本 部 長	村 井 紀 之
人事委員会委員長	田 中 基 康
監 査 委 員	小 畑 由 起 夫

議員並びに知事から提出された議案

第 3 6 5 回 定 例 会

令 和 5 年 1 2 月 1 日

(議員提出議案)

議員提出第 3 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(知事提出議案)

- 第 1 0 5 号議案 関西広域連合規約の変更
- 第 1 0 6 号議案 当せん金付証券の発売
- 第 1 0 7 号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区檜山高架橋上部工事請負契約の変更
- 第 1 0 8 号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道 175 号 AB-3 ランプ橋上部工事請負契約の変更
- 第 1 0 9 号議案 兵庫県総合衛生学院建築工事請負契約の変更
- 第 1 1 0 号議案 県営新多聞住宅建築工事請負契約の変更
- 第 1 1 1 号議案 県営明石大久保南住宅第 2 期建築工事請負契約の変更
- 第 1 1 2 号議案 一般国道 429 号榎峠バイパス榎峠トンネル(仮称)建設工事請負契約の締結
- 第 1 1 3 号議案 淡路夢舞台公苑温室大規模修繕設計施工業務請負契約の締結
- 第 1 1 4 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県立嬉野台生涯教育センター)
- 第 1 1 5 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県立但馬文教府)
- 第 1 1 6 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県立西播磨文化会館)
- 第 1 1 7 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県立淡路文化会館)
- 第 1 1 8 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県立こどもの館)
- 第 1 1 9 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県中央労働センター及び兵庫県立姫路労働会館)
- 第 1 2 0 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県立丹波年輪の里)
- 第 1 2 1 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県立三木総合防災公園)
- 第 1 2 2 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県営住宅西区・明舞地区)
- 第 1 2 3 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県営住宅阪神北地区)
- 第 1 2 4 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県営住宅中播磨地区)

第125号議案	令和5年度兵庫県一般会計補正予算（第4号）
第126号議案	令和5年度兵庫県病院事業会計補正予算（第1号）
第127号議案	令和5年度兵庫県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
第128号議案	令和5年度兵庫県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
第129号議案	令和5年度兵庫県地域整備事業会計補正予算（第1号）
第130号議案	令和5年度兵庫県企業資産運用事業会計補正予算（第1号）
第131号議案	令和5年度兵庫県地域創生整備事業会計補正予算（第1号）
第132号議案	令和5年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
第133号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
報 第 1 号	専決処分の承認（鳴尾橋費用負担請求訴訟）
報 第 2 号	専決処分の承認（天神川氾濫災害補償）

質 疑 ・ 質 問 順

(第 3 6 5 回 定 例 会)

月 日 / 区 分		順 序				
		1	2	3	4	5
第 1 日 12 月 6 日 (水)	代 表 質 問	(自 民 党) 門 間 雄 司	(維 新 の 会) 増 山 誠	(公 明 党) 島 山 清 史	(ひょうご県民連合) 迎 山 志 保	
第 2 日 12 月 7 日 (木)	一 般 質 問	(自 民 党) 大 上 和 則	(維 新 の 会) な かい 隆 晃	(公 明 党) 大 塚 公 彦	(ひょうご県民連合) 竹 内 英 明	(自 民 党) 浜 田 知 昭
第 3 日 12 月 8 日 (金)	一 般 質 問	(自 民 党) 松 本 裕 一	(維 新 の 会) 北 村 智	(自 民 党) 戸 井 田 ゆ う す け	(公 明 党) 菅 雄 史	(自 民 党) 藤 田 孝 夫

決 議 案 提 出 書

別紙「北朝鮮の弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議」(案)について議決されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和5年12月1日

兵庫県議会議長 内 藤 兵 衛 様

提出者	兵庫県議会議員	山	口	晋	平
	〃	門		隆	志
	〃	伊	藤	勝	正
	〃	上	野	英	一
	〃	門	間	雄	司
	〃	増	山		誠
	〃	島	山	清	史
	〃	迎	山	志	保
	〃	奥	谷	謙	一
	〃	松	本	裕	一
	〃	鏝	木	良	子
	〃	小	泉	弘	喜
	〃	橋	本	成	年

決議案 第2号

北朝鮮の弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議

去る11月21日、北朝鮮は、我が国をはじめ国際社会からの強い非難にもかかわらず、弾道ミサイル技術を使用した発射を強行した。沖縄県の上空を通過し、国民の安全・安心に重大な脅威を及ぼした。

このたびの行為は、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないよう北朝鮮に義務付けた国連安保理決議に明白に違反し、国際社会の平和と安定を強く損なうものである。

北朝鮮は、去る8月にも弾道ミサイル技術を使用し、今回と同様に沖縄県上空を通過する発射を行うなど挑発的な行為を繰り返しており、このような中で今回の行為は、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、今回の北朝鮮による発射に対し、断固抗議する。我が国政府においては、我が国の安全をおびやかすこのような行為が繰り返されることのないよう、国際社会と更なる連携を図りながら、北朝鮮に対し毅然とした態度で実効ある措置を講じられるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年12月1日

兵 庫 県 議 会